

令和3年 新規墓地募集

- ・ 墓地募集要項
- ・ 墓地使用規程
- ・ 墓所施工基準
- ・ 墓石参考価格
- ・ 佼成霊園区画案内図
 - ・ 募集区画一覧
- ・ 墓地使用申込書
- ・ 申込書記入要領

各位

令和3年3月1日
立正佼成会附属佼成霊園

墓地募集要項について

1. 申込資格

- ・ 本会会員であること。
- ・ 本会の儀礼儀式に則って建墓式、埋葬式等の儀式を行うこと。
- ・ 墓地の承継者（承継予定者）がいること。
- ・ 所属教会の教会長の推薦が得られること。

2. 申込方法

同封の『佼成霊園 墓地使用申込書』に必要事項を記入して、佼成霊園宛にご提出ください。

記入に当たっては、『佼成霊園墓地使用規程』『佼成霊園墓所施工基準』『墓地永代使用料・共益費』『外柵工事参考価格』『墓石参考価格』および『申込書記入要領』をご確認ください。

申込時に区画を決めていただきますが、既にご希望の区画に申し込みがある場合、ご希望に添えないことがございますのでご了承ください。

3. 申込受付について

4月30日までの受付に関しては同一区画への申込があった場合に抽選（5月1日実施予定）を行います。

5月以降は申込順で区画を決定し、抽選は行いません。

4. 契約手続きについて

区画決定後、佼成霊園より契約にあたっての書類（契約書・振込用紙等）をお送りいたします。書類をご確認いただき、契約手続きを進めてください。

裏面もご覧ください。

5. 契約後の手続きについて

契約後1年以内に、外柵・カロートの設置を行なっていただきます。

(ローンの取り扱いも可能です。詳細についてはお問合せください。)

これらのことが行われない場合は、墓地使用契約を取消すことがあります。

※ 墓地の見学について

『佼成霊園区画案内図』と『募集区画一覧』をご覧ください、ご自由にご見学ください。墓地の案内をご希望でしたら、管理事務所までお問い合わせください。

以 上

〒207-0022

東京都東大和市桜ヶ丘4-10

立正佼成会附属佼成霊園 管理事務所

TEL. 042-562-0911 FAX. 042-563-7206

裏面もご覧ください。

主管 佼成霊園	名称 佼成霊園墓地使用規程	記 番 号 2-15- 1- 1
		改正施行 平 26. 1. 1

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、佼成霊園規則に基づき、立正佼成会附属佼成霊園（以下、「霊園」という。）の使用に関する手続き、遵守事項等について定める。

(定 義)

第 2 条 この規程で用いる用語は、別段の定めがない限り、「墓地・埋葬等に関する法律」（以下、「墓理法」という。）の定義に準ずるものとする。

(管理者)

第 3 条 この規程で管理者とは、霊園を管理する霊園長をいい、墓理法に基づき届出を行った者をいう。

(使用者)

第 4 条 この規程で使用者とは、霊園の墓地使用について、管理者が第 7 条に定める要件に基づいて承諾し、所定の承諾証を交付された者をいう。

2 使用者は、この規程の定めるところに従い、これに違背あるときは、使用資格を失う。

第 2 章 使用契約

(墓地の使用と区画)

第 5 条 墓地は、墳墓の用に供する以外に使用することはできない。

2 墓地は、墳墓等の施設のため、区画に分け、使用者の使用に供する。

3 使用する区画は、使用者 1 人につき 1 区画とする。

(使用の申込)

第 6 条 区画は、原則として本会会員で、かつ墳墓の祭祀を主宰する者に限り、使用の申込ができる。

2 区画を使用しようとする者は、所定の申込手続きを行い、管理者の承諾を受け、所定の使用契約書を作成しなければならない。

3 使用者はいかなる場合においても、承諾を受けた区画を他人に譲渡し、または他人に当該区画を使用させてはならない。

(使用承諾証の交付と再交付)

第 7 条 管理者は、墓地使用契約または承継などにより区画の使用を承諾した場合、申込者に使用承諾証を交付しなければならない。

2 使用者は、使用承諾証を紛失または汚損したときは、すみやかに管理者に申し出、再交付を受けなければならない。

3 使用者が使用承諾証に記載されている事項に変更を生じたときは、所定の書類を添えて、すみやかに届出を行い、変更の手續を受けなければならない。

第3章 使用管理

(埋蔵)

- 第8条 使用者が、遺骨を埋蔵しようとするときは、使用承諾証を提示するとともに埋葬許可証または火葬許可証を提出しなければならない。
- 2 他の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵されている遺骨を霊園に埋蔵しようとするときは、現在、埋蔵・収蔵されている墓地・納骨堂の所在する市区町村長の発行する改葬許可証を提出しなければならない。
- 3 使用者が、分骨を埋蔵しようとするときは分骨証明書を提出しなければならない。
- 4 霊園には、公衆衛生上、遺体を埋葬することはできない。

(改葬)

- 第9条 霊園に埋蔵されている遺骨を他の墓地・納骨堂に改葬しようとするときは、使用承諾証および、改葬先の墓地・納骨堂での遺骨の受入が可能であることを示す書類を提示し、霊園発行の改葬許可申請書をもって、霊園の所在する市区町村長の改葬許可を得なければならない。

(使用に伴う工事等の承認と制限)

- 第10条 使用者が墳墓の新設・改造その他設備工事を行なうときには、予め管理者の承認を受けなければならない。
- 2 墳墓の新設・改造その他設備工事の制限等は、別に定める。

(使用区画の管理)

- 第11条 使用する区画内の墓石等の維持管理、除草等の環境整備は使用者の責任によるものとする。

第4章 使用料金

(使用料等)

- 第12条 使用者は、次の各号に定める使用料および共益費、埋葬手数料、その他の料金を納めなくてはならない。
- (1) 墓地使用料 使用を承諾された区画の永代使用权を保証するもので、別に基準として定める額を墓地使用契約時に一括して納める料金。
- (2) 共益費 共有部分の環境整備、事務管理等霊園管理の費用で、別に基準として定める額を毎年1年分として前納する料金。
- (3) 埋葬手数料 埋葬および埋葬事務に要する費用で、別に基準として定める額を埋葬時に納める料金。
- (4) その他 使用者の要請により、墓標建立、各種証明書の発行等を行なったとき、これに要した費用。
- 2 前項の料金で、既納のものは返金しない。
- 3 料金の改定は立正佼成会稟議規程の定めに基づいて行う。

第5章 承 継

(使用者の承継)

- 第13条** 使用者の死亡その他事由による承継は、法律の定めに従って祭祀を主宰すべき者1人が、これを承継する。
- 2 前項において承継する者は、承継の事実を証する書面等をもって、遅滞なく管理者に届出を行い、使用承諾証の変更等を受けなければならない。
- 3 承継する者は、従前の使用者の未納料金があるときは、これを納めなければならない。
- 4 使用者の死亡に際し承継者が存在しない場合、親族もしくは縁故者が墓所管理者として必要な申請を行い墳墓の管理のみを継続することができる。
- 5 墓所管理者は、その管理する墓地に埋蔵されている遺骨について、霊園の永代供養墓使用契約を締結することができる。
- 6 第15条第1項第1号により使用契約を解除された墳墓に埋蔵されている遺骨は、霊園の永代供養墓に収蔵または埋蔵して霊園がその祭祀を承継する。

第6章 返還・解除

(使用区画の返還)

- 第14条** 使用者が、使用区画を返還するときは、返還の意思を明記した所定の書類に使用承諾証を添えて管理者に届け出るとともに、使用区画を原状に復さなければならない。
- 2 返還された区画の使用権は、霊園に帰属する。

(使用契約の解除)

- 第15条** 管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、墓地使用契約を解除することができる。
- (1) 使用者が死亡した日から起算し、2年を経過してもその祭祀を承継する者および墓所管理者が判明しないとき。
- (2) 共益費の未納分が3年分に達したとき。
- (3) 住所変更の届出がなく、3年以上請求書の送付などの連絡ができないとき。
- (4) 使用者が承諾を受けた目的以外に使用したとき。
- (5) 使用者が承諾を受けた区画を他人に譲渡し、または他人に当該区画を使用させたとき。
- (6) 使用者がこの規程および別に定める「墓地使用契約」に違反し、使用者としての適格を失ったと認められるとき。
- (7) 公益その他、特にやむを得ない事由により必要であると認められるとき。
- 2 前項により、使用契約が解除されたとき、使用者は、3カ月以内に改葬すると共に、墓石等の構造物を収去して、原状に復した上、使用区画を霊園に返還しなければならない。
- 3 使用者が使用契約を解除した後、2年以内に前項の手続きを完了しないときは、管理者が、使用者に代わって費用を立替えて、改葬をなし、墓石等の構造物を撤去し、埋蔵遺骨等を霊園永代供養墓に合葬することができる。
- 4 上記第2項により返還された区画および上記第3項により合葬された区画の各使用権は霊園に帰属する。

第7章 その他

(施設等の利用)

第16条 使用者が、霊園の施設を利用して、年回供養等を行うときは、管理者に予め申請し、承諾を得なければならない。

(損害賠償)

第17条 霊園内における施設若しくは設備または樹木を損傷若しくは滅失した者は、管理者が定める損害額を賠償しなければならない。

(免責)

第18条 墓石等構造物に対する損害については、霊園に管理上重大な過失があった場合を除き、一切責任を負わない。

(規程に定めのない事項)

第19条 この規程に定めのない事項については、法律の定めによるほか、その都度管理者が定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。従前の佼成霊園使用規則を廃止する。
- 2 この規程制定以前に、使用者たる地位にある者は、従前の規則によるが、新規程の主旨に賛同するときは、従前の使用許可証に代えて新たな使用承諾証を交付するものとする。
- 3 この改正された規程は、平成26年1月1日から施行する。
- 4 この改正以前に使用者たる地位にある者もこの規程によるものとする。

【佼成霊園墓所施工基準】

1. 工事の時期

- ・ 外柵およびカロートの設置工事は、墓地使用契約の日から1年以内に行ってください。期限内に工事が行われない場合、墓地使用承諾が取り消される場合がありますのでご注意ください。

2. 材質

- ・ 墓石、カロート、外柵…花崗岩、安山岩等の通常墓石に使用される白色系の石材
- ・ 墓誌石…黒御影石および上記の墓石等に使用される石材
- ・ 玉砂利石…自然石の玉砂利（碎石は不可）

3. 設置基準

設備の種類	基 準	備 考
墓 石	1基以内 角塔または五輪塔 (洋型、1石供養塔、猫足、スリン、蓮華台付き等は不可)	正面彫刻はお題目を原則とし、角塔の場合は先祖代々の墓または〇〇家の墓とすることもできる。 お題目は霊園指定のものとする。
カロート (納骨室)	1室 棚板・底板は不可	間口60cm、奥行90cm、深さ60cm (開口部は奥行き30cm程度開けること)
香 炉	1基以内	
水 鉢	1基以内	
花 立 て	1対まで	
地 蔵 尊 等	1基以内	施工墓地とのバランスをとる事
墓 誌	1基以内 刻字は本会戒名、俗名に限る	60cm×90cm以下 墓誌台は厚さ30cm以下 施工墓地とのバランスをとる事
灯 籠	1対まで	高さ1m20cm以下 施工墓地とのバランスをとる事
植 木	不可	

4. 基準寸法

区画面積	外柵高さ(上限)	角 塔	五 輪 塔
3.3 m ² (1 坪)	1 尺 8 寸 (5 5 cm)	8 寸 (2 4 cm)	9 寸 (2 7 cm)
5 m ² (1.5 坪)	1 尺 8 寸 (5 5 cm)	8 寸～9 寸 (2 4～2 7 cm)	9 寸 (2 7 cm) 特別 2 区のみ 8 寸可
8.2 m ² (2.5 坪)	2 尺 3 寸 (6 9 cm)	9 寸～1 尺 (2 7～3 0 cm)	9 寸～1 尺 (2 7～3 0 cm)
11 m ² (3.3 坪)	2 尺 4 寸 (7 2 cm)	1 尺～1 尺 1 寸 (3 0～3 3 cm)	1 尺～1 尺 1 寸 (3 0～3 3 cm)
12 m ² (3.7 坪)	2 尺 4 寸 (7 2 cm)	1 尺～1 尺 1 寸 (3 0～3 3 cm)	1 尺～1 尺 1 寸 (3 0～3 3 cm)

5. 施工上の注意事項

①基礎工事について

- ・ 許可申請時に、基礎の中および厚みについて基礎伏図面を添付すること。
- ・ 土地が低く土盛りが必要な場合、不揃いの墓地の場合、傾斜により隣接墓地と高低差が著しい場合などは管理事務所へ申し出管理者の指示に従うこと。
- ・ 両隣との間隔は境界線から各 1 寸 (各 3 cm) あけること。
(両隣の外柵からは 2 寸、6 cm あけること)
- ・ 基礎打ちはベタ打ちではなく、部分打ちで行うこと。
- ・ 基礎工事はコンクリート 12 cm 以上のうちこみを原則とする。
- ・ 隣接墓所との間は、型枠を入れて基礎の縁を切ること。

②外柵工事について

- ・ コンクリート、ブロック、レンガの使用はできません。
- ・ 外柵工事を未登録型で施工する場合は、必ず図面を添付すること。
- ・ 墓所前通路の敷石は、他の墓所への参拝に支障のない施工をすること。

③カロート工事について

- ・ コンクリートによる打ち込み、及び柵板、底板はできません。

④墓石工事について

- ・ 基準寸法図を参照してください。
- ・ 根石についてコンクリート、ブロック、レンガでの立ち上げはできません。

※ 上記の規定に反した施工が行われた場合は、撤去を求める場合がありますので
ご注意ください。

以 上

墓地永代使用料・共益費

区画面積	永代使用料	共益費
3.3㎡	¥400,000	¥10,000
5㎡	¥600,000	¥10,000
8.2㎡	¥1,000,000	¥15,000
11㎡	¥1,320,000	¥17,000
12㎡	¥1,440,000	¥18,000

外 柵 工 事 参 考 価 格

区画面積	高さ	材質等	金額	建立可能な墓石
3.3㎡ (1坪)	1尺8寸 (55cm)	外柵 二段羽目型 白御影石本磨キ (中目石系)	¥1,300,000	8寸 (角仏石) 9寸 (五輪塔)
5㎡ (1.5坪)	1尺8寸 (55cm)		¥1,420,000	9寸
8.2㎡ (2.5坪)	2尺2寸 (67cm)		¥1,780,000	9寸 1尺
11㎡ (3.3坪)	2尺4寸 (72cm)		¥1,940,000	1尺 1尺1寸
12㎡ (3.7坪)	2尺4寸 (72cm)		¥2,100,000	1尺 1尺1寸

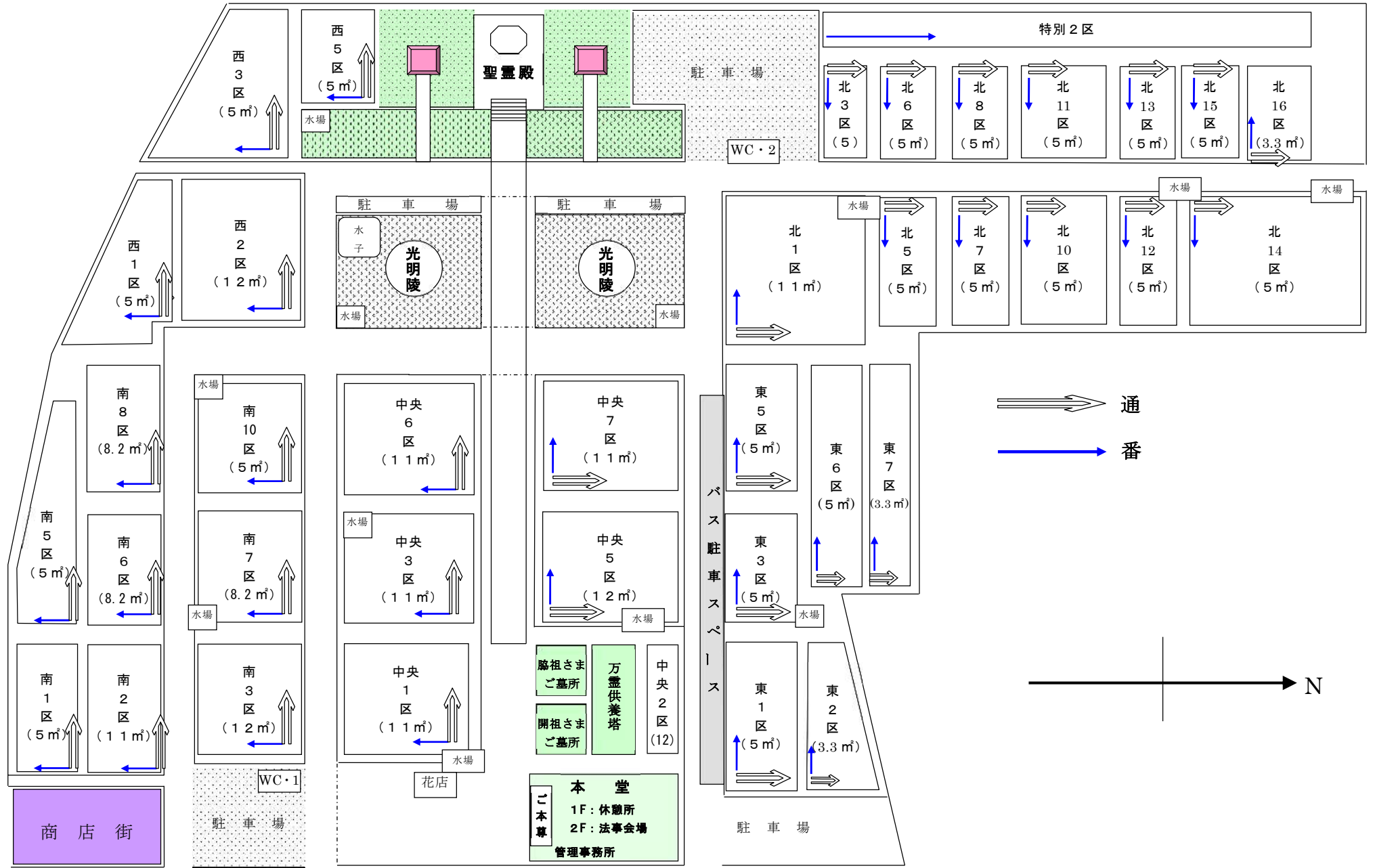
墓 石 参 考 価 格

種別	大きさ	材質等	金額
五 輪 塔	8寸 (24cm)	白御影石 (小目石系)	¥930,000
	9寸 (27cm)		¥1,070,000
	1尺 (30cm)		¥1,250,000
	1尺1寸 (33cm)		¥1,520,000
角 仏 石	8寸 (24cm)	白御影石 (小目石系)	¥840,000
	9寸 (27cm)		¥960,000
	1尺 (30cm)		¥1,130,000
	1尺1寸 (33cm)		¥1,370,000

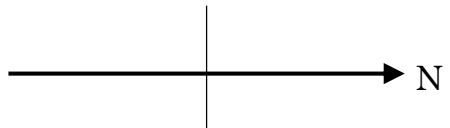
※ 上記の外柵工事価格はあくまでも参考であり、物価、為替等の変化により変動することがあります。

※ 上記の墓石参考価格は、一般的な形及び材質の価格です。角仏石、五輪塔の材質も多種に及びます。形状、付属品等により価格の違いがあります。

佼成霊園区画案内図



通
番



玉川上水駅
西武線・モノレール

多摩都市モノレール 道路

募集区画一覽

3.3m ²	
東	7区1通15番

5m ²	
東	1区1通2番
	1区7通28番
	3区3通13番
	3区6通16番
	3区10通12番
	5区3通8番
	5区6通18番
	5区7通31番
	6区1通41番
	6区2通2番
西	1区2通8番
	1区3通10番
	1区5通15番
	1区11通特1番
	3区1通25番
	3区1通47番
	3区1通55番
	3区2通10番
	3区2通26番
	3区2通40番
	3区2通52番
	3区3通10番
	3区3通31番
	3区5通27番
	3区5通43番
	3区5通49番
	3区6通15番
	3区7通18番
	3区7通20番
	3区7通38番
	3区10通5番
	3区10通7番
	3区11通12番
	3区12通11番
	3区12通22番
	3区13通3番
	3区13通18番
	3区13通29番
	3区13通32番
	3区14通10番
3区14通19番	
3区14通特2番	
南	1区1通21番
	1区1通22番
	1区3通3番
	1区3通19番
	1区5通15番
	1区10通1番
	1区10通6番
	1区11通3番

5m ²	
南	1区11通20番
	1区12通19番
	1区15通21番
	5区3通6番
	5区5通16番
	5区6通19番
	5区8通15番
	5区10通16番
	5区12通11番
	5区13通12番
	5区18通3番
	10区1通41番
	10区2通23番
	10区2通25番
	10区6通16番
	10区6通32番
	10区6通47番
	10区7通30番
	10区7通44番
	10区8通33番
	10区11通37番
	10区11通41番
	10区12通40番
	10区12通41番
	10区13通48番
	10区14通1番
	10区15通26番
北	3区3通12番
	3区5通21番
	5区5通13番
	5区5通26番
	5区7通25番
	5区8通19番
	5区8通23番
	5区10通13番
	5区10通17番
	5区12通15番
	6区7通8番
	6区11通2番
	6区13通15番
	7区7通25番
	7区7通27番
	7区8通6番
	7区8通21番
	7区8通22番
	7区11通23番
	7区12通24番
7区13通19番	
8区1通5番	
8区1通12番	
8区1通18番	
8区2通10番	
8区7通7番	

5m ²	
北	8区8通19番
	8区10通2番
	10区2通16番
	10区3通24番
	10区5通18番
	10区6通26番
	10区10通20番
	10区11通13番
	10区12通21番
	10区13通20番
	11区1通3番
	11区2通10番
	11区3通2番
	11区3通17番
	11区5通12番
	11区7通2番
	11区7通14番
	11区7通15番
	11区8通1番
	11区11通6番
	12区1通14番
	12区1通17番
	12区1通24番
	12区1通25番
	12区2通16番
	12区2通23番
	12区3通17番
	12区5通1番
	12区10通21番
	12区11通10番
	12区13通8番
	12区13通16番
	12区13通17番
	13区1通2番
	13区3通2番
	13区7通8番
	13区7通11番
	14区2通17番
	14区5通19番
	14区5通22番
14区6通10番	
14区7通8番	
14区10通19番	
14区13通18番	
14区15通11番	
14区15通13番	
15区1通6番	
15区1通8番	
15区2通7番	
15区3通1番	
15区5通5番	
15区5通11番	

募集区画一覽

8.2㎡	
南	6区1通1番
	6区6通13番
	6区6通14番
	6区7通10番
	6区8通8番
	6区8通17番
	6区10通17番
	6区10通18番
	7区1通7番
	7区2通25番
	7区3通23番
	7区3通31番
	7区8通24番
	7区10通5番
	7区12通10番
	8区1通7番
	8区1通17番
	8区1通22番
	8区5通7番
	8区7通6番
	8区7通14番
	8区7通20番
	8区11通10番
	8区11通18番
	8区11通19番

11㎡		
西	2区2通1番	
	2区7通1番	
南	2区3通6番	
	2区6通13番	
	2区6通16番	
	2区8通18番	
	2区8通19番	
	2区10通10番	
	2区10通18番	
	2区10通19番	
	北	1区3通14番
		1区5通14番
1区7通8番		
1区8通17番		
1区10通5番		
1区13通19番		
中央	1区2通17番	
	3区2通10番	
	3区2通18番	
	3区3通15番	
	3区5通2番	
	3区5通17番	
	3区7通18番	
	6区1通7番	
	6区1通17番	
	6区2通17番	
	6区3通3番	
	6区5通10番	
	6区5通18番	
	6区6通17番	
	6区8通11番	
	6区8通14番	
	6区10通10番	
	6区10通12番	
	7区6通10番	
	7区6通14番	
	7区6通15番	
	7区7通7番	
	7区7通10番	
	7区8通11番	
	7区8通12番	
	7区10通1番	
	7区10通11番	
	7区10通12番	
7区10通14番		

12㎡	
西	2区1通21番
	2区1通25番
	2区2通6番
	2区2通8番
	2区2通27番
	2区3通18番
	2区3通19番
	2区3通26番
	2区5通3番
	2区5通24番
	2区6通6番
	2区6通21番
	2区7通17番
	2区8通14番
	2区8通17番
	2区8通22番
2区10通13番	
2区10通19番	
南	3区1通13番
	3区1通23番
	3区3通15番
	3区5通11番
	3区5通19番
	3区5通21番
	3区6通16番
	3区7通12番
3区7通20番	
3区7通21番	
3区7通24番	
中央	5区5通7番
	5区8通1番

教会長

佼成霊園 墓地使用申込書

『佼成霊園 墓地使用規程』『佼成霊園 墓所施工基準』の内容を承諾し、
佼成霊園墓地の使用を申込みます。

申込年月日 令和 年 月 日

申込区画		(東・西・南・北・中央)		区 通 番	面積	m ²
申 込 者	教会名		ふりがな			
			氏名 (本名)	⑩		
	支部名		生年月日	年	月	日
	住所	〒				
	電話番号		携帯番号			
承 継 予 定 者	教会名		ふりがな			
			氏名 (本名)	⑩		
	支部名					
	住所	〒				
	電話番号		申込者との続柄			

※原本をご提出ください(FAXではお受けできません)

※佼成霊園記入欄

受付印	受理番号	書類送付	書類受理	入金確認	契約	ぼさん確認
	T					
	-					

『佼成霊園墓地使用申込書』記入要領

この申込書は令和3年墓地新規使用の申し込みを行う場合のみ有効なものです。

申込年月日および太枠線内のみをご記入ください。

項 目	記 入 上 の 注 意
申込年月日	申込書を記入した日付を記入してください。なお、申込書の記入にあたっては、『佼成霊園墓地使用規程』『佼成霊園墓所施工基準』をよくご確認ください。
申込区画	佼成霊園区画案内図と募集区画一覧をご参照いただき、希望する区画番号を記入してください。（東・西・南・北・中央いずれかに○をしてください。）また、面積を確認して記入してください。 ※既にご希望の墓地に申し込みがある場合、ご希望に添えないこともございますのでご了承ください。
申 込 者	申込者の教会名、支部名、氏名、生年月日、住所、電話番号、携帯番号を記入してください。 氏名は 本名 を記入してください。
承継予定者	申込者の親族に限ります。氏名は 本名 を記入してください。 必ず申込者との続柄を記入してください。 申込者と同一住所の場合は、住所欄は『同上』でも結構です。
教会長印	佼成霊園での建墓式、埋葬式等の儀式は所属教会にお願いをして立正佼成会の儀礼儀式で行っていただくこととなります。 所属教会の教会長の捺印を頂いてください。